強化スタッフ規程

改訂　平成 30 年 5 月 18 日

（目的）

第 1 条　冬季デフリンピックでのメダル獲得に向けて一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）加盟チームが実施する競技力向上事業（選手強化）を円滑に進めるために、加盟チームの強化スタッフの役割を明確にしたものである。

（適用範囲）

第 2 条　本規程は、本協会に所属する加盟チーム全ての強化スタッフに適用する。

（活動）

第 3 条　強化スタッフは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

（1）　指定強化選手、選手（以下、選手という）の個別指導及び評価

（2）　強化合宿の企画

（3）　国際競技会への選手選考、派遣に関する事項

（4）　指定強化選手の強化、競技力向上のための調査・研究

（5）　指導者の資質向上のための研修会及び各種講習会、研修会への派遣

（6）　その他、目的達成に必要な事業

（義務）

第 4 条　強化スタッフは、第 9 条で定める強化スタッフ登録料を毎年納入するとともに本協会が定める誓約書を提出しなければならない。

2　本協会が設置する強化委員会に優先的に出席しなければならない。

3　強化スタッフは、競技力向上事業の企画や国際競技会の派遣等の強化活動計画を立案、選手の評価を行うためにこれらの事業に優先的に参加しなければならない。また、事業終了後 1 ヶ月以内に報告書を作成して日本パラリンピック委員会（以下、JPC という）に提出しなければならない。

4　強化スタッフは、技術面、体力面そしてメンタル面から選手を支えるとともに、冬季デフリンピックで入賞できるチーム作りに務めなければいけない。

（役職）

第 5 条　加盟チーム毎に設置する強化スタッフの役職は次の通りとする。各役職については兼任も可とするが、強化責任者と強化事務担当者の兼務することはできない。

必要に応じて副スタッフを置くことはでき、他チームの強化スタッフを兼務することができる。

（1）　チーム代表　　1 名

（２）　強化責任者　　１名
（３）　健康管理担当者（チームドクター等）　　１名
（４）　アンチドーピング情報連絡担当者　　１名
（５）　トレーナー活動情報連絡担当者　　１名
（６）　国際情報連絡担当者　　１名
（７）　メディア対応担当者　　１名
（８）　強化事務担当者　　１名

（職務及び権限）
第６条　　強化スタッフの役職及び職務は別表第１のとおりとする。

（任命）
第７条　チーム代表、強化責任者は理事会において任命し、会長がこれを委嘱する。
２　チーム代表、強化責任者以外の強化スタッフは強化責任者が任命し、会長がこれを委嘱する。

（任期）
第８条　強化スタッフの任期は理事改選時期に合わせて２年間とする。ただし、再任を妨げない。

（登録料）
第９条　強化スタッフ登録料は、10,000 円とする。

（取消）
第 10 条　強化スタッフは、次の各号に掲げる一つに該当した場合は、委嘱期間中であっても、理事会の議を経て指定を取り消すものとする。
（１）　本協会の規定に違反した場合
（２）　本協会の名誉を汚し、損害を与えた場合
（３）　チーム代表または強化責任者の許可なく外部団体と折衝（かけ合い）するなど、チームとしての秩序を乱した場合
（４）　その他、強化スタッフとして相応しくない言動、行動を行うことで他の強化スタッフ、選手に迷惑を与えた、もしくは苦情が寄せられた場合
（５）　その他、本協会処分手続き規定第３条で定める各違反事項に違反した場合
（６）　その他、怪我や病気等で強化スタッフとして活動ができなくなった場合
２　前項により強化スタッフを取り消されても強化スタッフ登録料は返金しない。

（規程外事項）
第 11 条　この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

（規程の改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、理事会において行う。

付　　則

この規程は平成 26 年 3 月 15 日から施行する。

平成 27 年 12 月 14 日　　一部改訂

平成 29 年　5 月 9 日　　一部改訂

平成 30 年　5 月 18 日　　一部改訂

別表第１（第6条関係）

（職及び職務）

役　職	職　務　権　限
チーム代表	1）チームの最高責任者としてチームの運営全般を統括する 2）チーム代表として対外的な対応を担う 3）強化会議・チーム総会を招集する
強化責任者	1）選手の技術向上を目指すために、チームの事業計画、予算、業務執行等のすべてを統括する 2）選手、強化スタッフへの連絡調整を行う 3）強化スタッフの任免を行う
健康管理担当者 （チームドクター等）	1）競技力向上（選手強化）のため、選手のスポーツ外傷・障害、疾病等について、早期に発見し、競技力向上の阻害要因を明らかにするとともに、選手のコンディションを維持・向上するためのアドバイスを医科学的観点から総合的なサポートを実施する
アンチドーピング情報連絡担当者	1）禁止表に記載された禁止物質及び禁止方法を毎年確認し、選手に情報提供するとともに、選手が使用している薬やサプリメント摂取についての個別確認を行う 2）チーム内に居場所情報提出義務選手（RTPA選手）がいる場合、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）や日本障がい者スポーツ協会と協力し居場所情報提出義務違反を起こさないようにする 3）アンチドーピング講習会の企画や運営等、ドーピング防止教育の責務を負う
トレーナー活動情報連絡担当者	1）競技力向上（選手強化）のため、成年、ジュニア選手の対象にトレーニング方法やストレッチ、テーピング指導等を行い、選手のパフォーマンス向上を目的としたサポートをする 2）競技者の栄養・食事に関する自己管理能力を高めるための栄養教育や食事環境の整備に関する支援等を行う
国際情報連絡担当者	1）海外大会の情報を収集し、チーム内に発信する 2）強化責任者と連絡を取り合いながら海外遠征の企画を行う
メディア対応担当者	1）チームが実施する競技力向上（選手強化）事業の実施状況や情報等を、メディアを含む外部に発信する 2）チームが実施する競技力向上（選手強化）事業の実施状況や情報等をホームページやブログ等に掲載する
強化事務担当者	1）チーム内の事務業務を統括する 2）協会事務局との窓口事務を行う 3）チームの会計に関わる事務処理を行う